

## 民法（債・親・相） 第3回 P264～P278

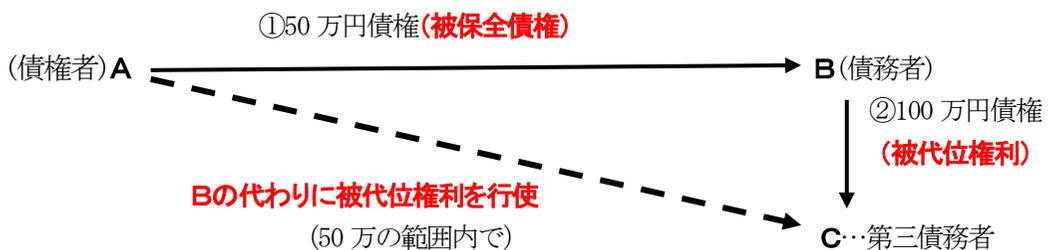


## 債権者代位権 P264～P270

## 《債権者代位権とは》

債権者代位権とは、債権者が、自己の債権を保全するために、債務者に属する権利を行使できるという権利である。

例) Bの債権者Aが、BがCに対して有する債権をBに代わって行使する権利



## 《成立要件》

- ①債権者の債権を保全する必要性があること
- ②債務者が自ら代位行使される債権（被代位権利）を行使していないこと
- ③被代位権利が一身専属権や差押禁止債権でないこと
- ④原則、被保全債権の期限が到来していること
- ⑤被保全債権が強制執行力を有すること

1. 債権者の債権を保全する必要性があること  
具体的には、「債務者が無資力」であることである

2. 債務者が自ら代位行使される債権（被代位権利）を行使していないこと  
債務者が自ら権利を行使している場合には、その行使の方法や結果にかかわらず（例：債務者が訴えを提起したが不十分であり敗訴した）、債権者代位権を行使することはできない

## 3. 被代位権利が一身専属的権利や差押禁止債権でないこと

対象	財産上の権利や錯誤・詐欺・強迫に基づく取消権等
対象でない	<p>①一身専属的権利、身分上の権利（離婚請求権や扶養請求権など） →（例外）<b>人格権侵害に基づく慰謝料請求権や遺留分侵害額請求権は一身専属的権利であり原則対象とはならないが、一定の要件を満たせば対象となり得る</b></p> <p>②差押禁止債権（給料債権など）</p>

## 4. 原則、被保全債権の期限が到来していること

（例外）被保全債権の履行期到来前でも**保存行為（時効の更新など）は行使可能**

## 5. 被保全債権が強制執行力を有すること

例）Aの50万円債権につきAB間において強制執行しない約束がある場合は、Aの債権は、債権者代位権の行使における被保全債権とはならない

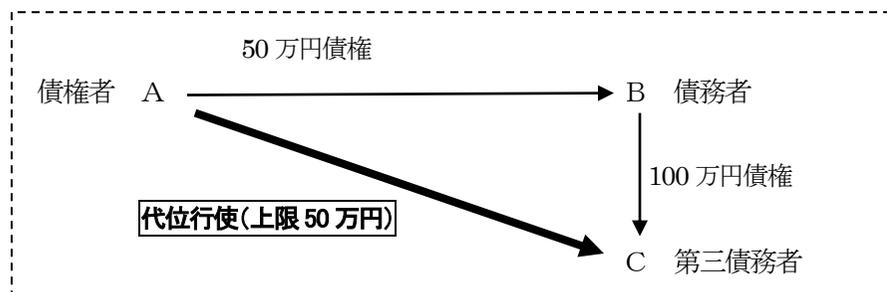
## 《債権者代位権の行使方法》

①債権者代位権は裁判上でも裁判外でも行使できるが、裁判上で行使した場合は、債務者に対して告知しなければならない。

②債権者は**自己の名**で、債務者の権利を債務者に代わり行使する

→**代理人として行使するわけではない**

③代位権の行使範囲は、債権の保全に必要な範囲に限定される



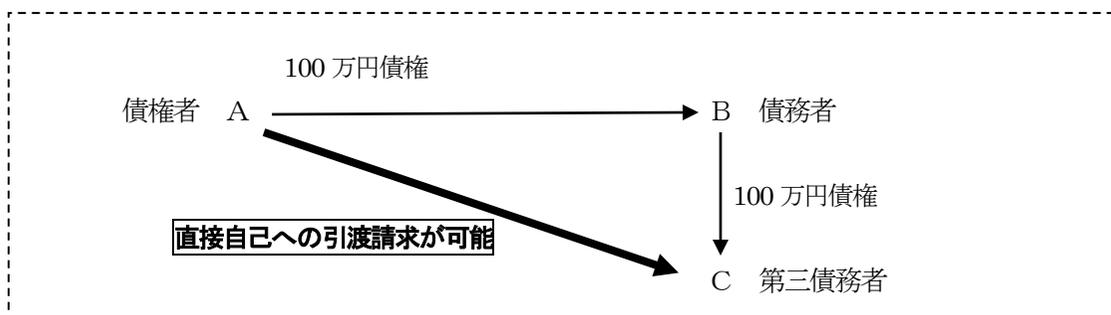
## 《債権者代位権の効果》

### 1. 原則

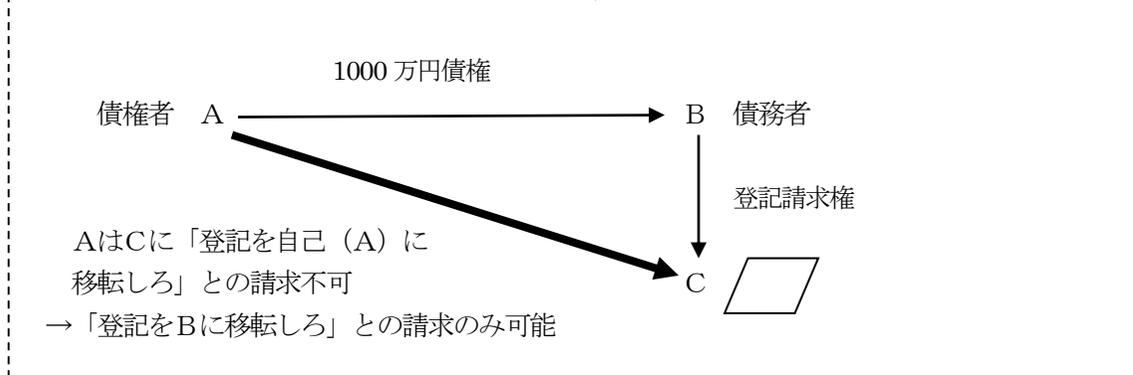
→ 債権者は、第三債務者に対して「債務者に債務を履行せよ」と請求できる

### 2. 例外 → 債権者は自己に直接引き渡すよう請求できる場合がある（直接引渡請求権）

(1) 代位対象の権利が動産・金銭の引渡しの場合 ⇨ **直接自己への引渡請求が可能**

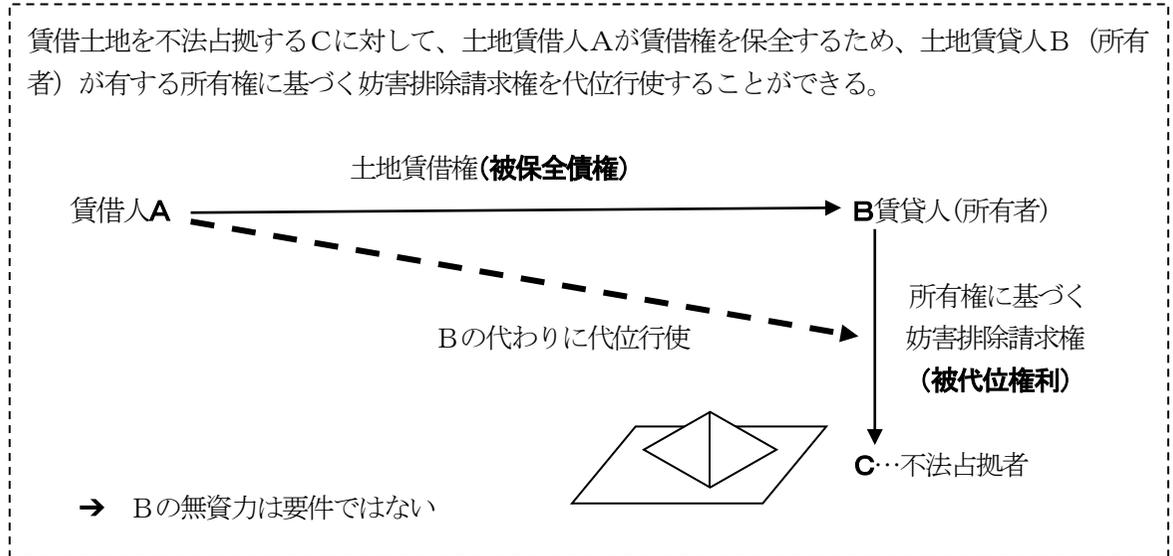


(2) 代位対象の権利が登記移転請求権の場合 ⇨ **直接自己への移転請求不可**



## 《特定債権への転用》

債権者代位権において被保全債権は金銭債権が原則であるが、判例は、金銭債権以外の特定債権にも代位権行使を認め、**債務者の無資力は不要**としている。



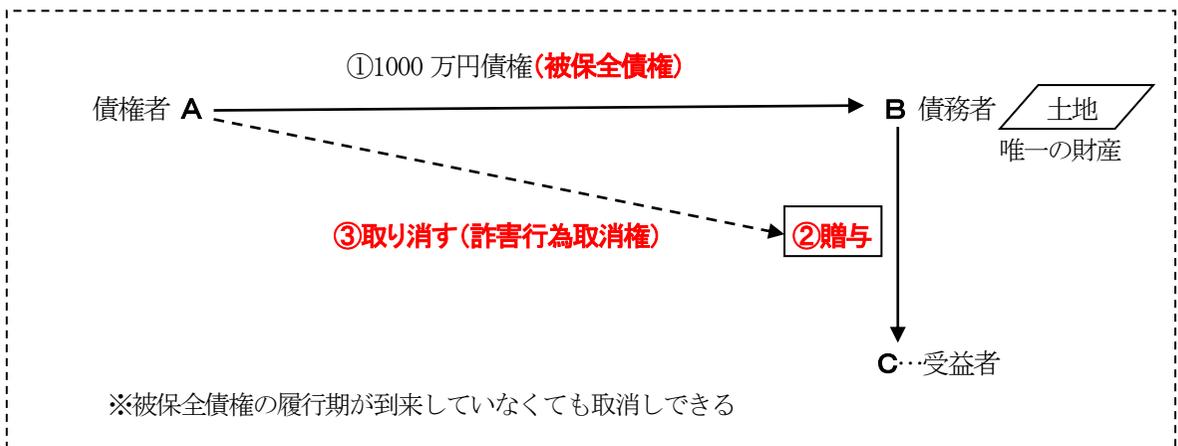
## 詐害行為取消権

P271～P278

### 《詐害行為取消権とは》

詐害行為取消権とは、債務者が、債権者を害するような行為であることを知って行った行為を、裁判所を通して取り消す権利である。

例えば、AがBに対して代金債権（被保全債権）を有しているが、債務者Bは債権者Aに代金を弁済するのに十分な財産がなくなることを知っていながら、唯一の財産である土地をCに贈与してしまった。この場合、債権者Aは、B・C間の土地の贈与の取消しをすることができる。



## 《成立要件》

### 1. 債務者が無資力であること

◎詐害行為後取消しまでに資力が回復したときは取消し可能か？

例) 債務者は唯一の財産の土地を贈与してしまったが、その後宝くじで当選 ➡ **取消不可**

### 2. 債務者に詐害行為があり、受益者が悪意であること

**債務者が債権者を害することを知って行ったのであれば詐害行為となり、積極的に債権者を害する意思までは不要である**

※受益者が、債務者の行為が債権者を害する行為であることを知らなかった場合は取消不可

### 3. 詐害行為が財産権を目的とする行為であること

※身分行為（婚姻、離婚など）は対象外（取り消すことができない）。また相続放棄も取消の対象とならないが、遺産分割協議は取消しの対象となる。

### 4. 被保全債権が詐害行為前の原因に基づき生じたものであること

### 5. 被保全債権が強制執行により実現できること

例) 債権者、債務者間で強制執行しない合意がある場合は、詐害行為取消権の被保全債権とはならない。

## 《詐害行為取消権の行使方法》 P275

### 1. 行使方法

**必ず裁判によって行使する**

(1) 通常の場合（債務者が受益者に土地を譲渡した場合）

